

14.5

559

14. 5-559

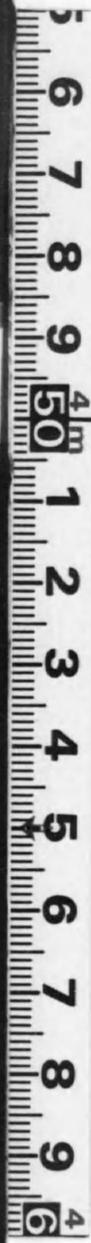


1200501217689

財團法人三井報恩  
會資料第二六號

支那事變下に於ける銃後の後援に就いて

同會發行



始



14. 5  
559

資料第二十六號

支那事變下に於ける銃後の後援に就いて

財團  
三人  
井報  
恩會

目次

一、序 言……………一

二、軍事扶助制度の基礎的活動……………二

    (一) 軍事扶助法……………二

    (二) 軍人援護資金……………六

    (三) 民間軍事扶助團體(軍事扶助中央並に地方委員會)……………八

    (四) 入營者職業保障法と傷兵院法……………三

    (五) 歸還居留民の保護……………四

三、各府縣の銃後々援に就いて執りたる措置概況……………一五

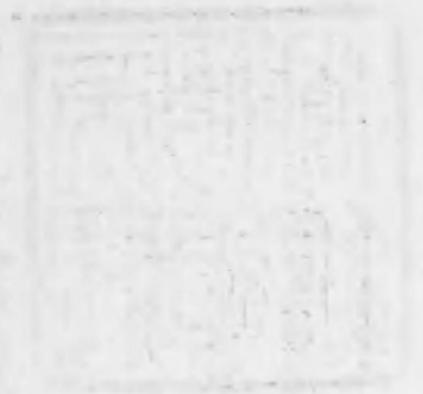
四、東京府並に東京市に於て執りたる措置概況……………一八

五、一般社會事業團體並に民間團體の活動概況……………三三



六、一般國民の銃後々援に就いて……………五

七、結語（對策）……………三



## 支那事變下に於ける銃後の後援に就いて

### 一、序言

支那事變の勃發以來五ヶ月舉國一致の我が國威は、日々に宣揚せられ皇軍の聖戰亦目覺しきものと同時に、國民の赤誠は所謂「銃後の護り」となつて現れ、或は國防獻金に、或は出動將士の慰問慰藉にと、全く民族的熱意を以て津々浦々に至る迄昂揚せられて居る。

乍然事變の赴くところ複雑なると事態の重大なるとは、遽かにその終熄を豫測し難きものがあり、之に伴つて銃後國民に課せられた軍事援護事業は益々重要性を加ふると共に之が完全な遂行は愈々緊要である。以下事變下に於ける銃後の後援に就いて、其の概要を記述し、以て將來への参考に供する次第である。

## 二、軍事扶助制度の基礎的活動

入營、應召、出征並に其の結果疾病傷痍を受けた軍人將士及び夫れ等の遺家族に對する保護乃至扶助は、平生より法律によつて定められて居て、特に一般貧窮者に對する救濟等とは別個に取扱はれ、國家に身を捧げた將士に國家として酬ゆるところあらんとして居る。

### (一) 軍事扶助法

軍事扶助法はもと軍事救護法と稱し、「兵役の大任に服する者をして後顧の憂ひなく安んじて兵務に服せしむる」の趣旨を以て大正六年に制定せられたものである。然るに從來の法規は適用範圍が狭少に過ぎ救護を受ける者の資格條件も亦嚴に過ぎる嫌ひがあつたので、時節柄「内外益々多事の時に際し軍事扶助の十全を期し皇軍の士氣振作に資すること愈々緊切なるものあり」

として第七十議會に於て夫々内容に亘つて改正され、同時に名稱も軍事扶助法と改められて本年七月一日から實施されたのである。此の名稱の變更は最も重要な點で、本法が一般貧困者の救濟と根本精神を異にし、軍人をして後顧の憂ひなからしむるにあるといふ趣旨を明らかにしたものである。

本法の扶助は生活扶助、醫療、助産、生業扶助、埋葬費支給等で、此の額は府縣に依つて異つて居る。其のうち**生活扶助**は、居室に於て又は收容して生活費を扶助し居室の場合は一人一日二十錢乃至五十錢を扶助せられ一世帯の扶助人員の多くなるに伴つて其の一人當の扶助額は遞減されることになつて居り、收容の場合は一人一日三十錢乃至五十錢となつて居る。

東京市に於ける生活扶助額は次の通りであつて、各世帯の人員に應じ其の世帯の収入が左の金額に満たない場合は其の差額を扶助するのである。

即ち三人家族の世帯で収入が十五圓しかないと云ふ場合には三十八圓との

世帯人員	一人	二人	三人	四人	五人	六人	七人	八人
金額	一五 <sup>四</sup>	二八 <sup>四</sup>	三八 <sup>四</sup>	四七 <sup>四</sup>	五四 <sup>四</sup>	五九 <sup>四</sup>	六二 <sup>四</sup>	六四 <sup>四</sup>

八人以上の場合は一人増す毎に月額一圓を加ふ

差額二十三圓までは必要に応じて月々扶助支給されるのである。

医療扶助は居宅に於て医療を受ける場合は概ね實費を支給され病院療養所等に收容されて医療を受ける場合は、一人一日一圓二十錢乃至二圓五十錢と規定されてゐる。

助産は、居宅の場合一件に付十二圓以内、收容の場合は一人一日一圓乃至二圓と定められてゐる。

生業扶助は、生業に必要な資金、器具、資料の貸與又は給與の場合は、一世帯に付百圓乃至百五十圓生業に必要な技能を授ける場合は（主として傷痍軍人

に對し）居宅の場合は概ね一人一日三十錢、收容の場合は概ね一人一日六十錢と定められてゐる。

この他扶助を受ける者が死亡した場合には埋葬費として十二圓迄が支給され、火事其の他の災害等に遭つた場合には、三十圓迄の扶助が與へられる等定められてゐる。

此の法律實施に要する經費は、本年度豫算三百八十四萬六千余圓であつたが、今次事變の擴大に伴ひ、政府は去る第七十二議會に於て一千五百萬圓を追加計上してその補充が行はれた。

備考昭和十年度實施成績三三、六一一戸、一一一、五三三人、二、八九七、六六五圓

扶助の手續は現住地の市町村長（東京市では區長）を経て地方長官に出願することゝなつて居る。今次事變勃發直後内務省社會局は七月二十八日地方長官に通牒を發したるを初めとし、爾來市町村長を督勵して要扶助者の實地調査

を勵行せしめ、扶助から漏れるものゝないやう又扶助取扱事務の迅速且適正を期するやう努めつゝあるが、要扶助者の突發的激増と事變關係の事務輻輳のため扶助開始に至るまでには今日に於ても尙且相當の日時を要する實狀にある。政府は軍事扶助事業を初めとし援護事業の擴大と其の重要性に鑑み、去る十月三十日内務省社會局内に臨時軍人援護部を設けると同時に、地方廳にも臨時職員の増置を行ひ、十一月一日より實施、援護事務に關する敏速適正なる處理を期しつゝある。

尙、軍事扶助開始に至る迄の應急的扶助は、主として民間軍事扶助團體の中、帝國軍人後援會と愛國婦人會の二團體が之に當り、此の方面に於ける國の補助的機關として全國的に貢獻をなしつゝある。

#### (二) 軍人援護資金

軍事扶助法に依る扶助は、法律によつて金額を國費で支給するため、扶

助の資格を相當限定して居るのであつて、その結果法律には該當しないが、例へば内縁の妻や、伯叔甥姪其の他遠縁の者で同一世帯に在つて扶養を受けてゐた者等で扶助を要するものが相當多數に上つてゐる。之等の扶助に就いては各府縣に於て市町村、民間軍事扶助團體等と協力してその實を擧げることになつてゐる。

その一として各府縣には夫々特別會計として軍人援護資金と云ふものを有つてゐる。此の資金はもと「戦時に在つて出征應召軍人の遺家族並に傷病兵等を援護して出征者をして後顧の憂ひなからしめんことを期するため志士仁人の義舉に出でたもの」で、明治三十九年兵燹漸く斂つた時帝國軍人援護會から内務省に申出があり、殘餘金の全部を全國に分配し、長く其の精神を傳へて軍事救護事業に供せしめることゝなつたものである。

昭和十二年四月一日に於ける全國の資金は、二百二十七萬餘圓、東京府の

資金は僅かに三萬餘圓で、從來は原則としてその利子で事業が行はれてゐたものであるが、今次事變の擴大に伴ひ、内務省は八月四日付の通牒を以て今次事變の出勤又は應召軍人の家族遺族の扶助に關する限り、其の支出額が昭和十二年度當初同資金元本現在額の二分の一を超えざる範圍の支出を許可することとした。次いで政府は去る第七十二議會に於て軍人援護事業の充實に要する經費として百萬圓を追加計上補充したのであるが、法に該當せざる要扶助者の數は、法該當者と略同數以上と推定せられてゐる。従つて此の方面に於ける資金の充實は、更に考究を要するところであらう。

備考 軍事扶助法該當者扶助豫算は、一千八百餘萬圓であり、法該當者は法の定むるところに従ひ國費を以て扶助される資格がある。

### (三) 民間軍事扶助團體(軍事扶助中央並に地方委員會)

我が國社會事業は其の多くが自然發生的に發達興隆せるため、今日に於て

は公私各種社會事業團體が亂立重複を來しつゝある一方、緊要にして缺くべからざる施設が缺如或は不足を告げつゝあるの現状である。従つて社會事業の強力なる聯絡統制機關の設置が要望せられつゝあるのであるが、一二特殊の部門を除いては未だ之が實現の氣運に至つてゐない。

然るに軍事扶助事業に於ては已に爰點に鑑みる所あり、去る昭和九年、内務、陸、海三省協力の下に軍事扶助事業を統制して其の實施を有效且圓滑ならしめ扶助の重複遺漏をなからしめるため、主要な民間軍事扶助團體が協定を行ひ、之が統制機關として中央に軍事扶助中央委員會、地方に軍事扶助地方委員會が設けられたのである。

軍事扶助中央委員會は、中央官廳の諮問機關であり、帝國軍人後援會、報效會、愛國恤兵會、義濟會、愛國婦人會、大日本國防婦人會、帝國在郷軍人會、日本赤十字社、濟生會、啓成社の十團體を以て組織せられ、軍事扶助事

業の全國的統制と聯絡にあたり、地方には夫々道府縣廳に軍事扶助地方委員會が組織せられて、地方長官の諮問機關たると同時に、夫々扶助事業を分擔實施してゐる。今次事變前に於ける本年度計畫扶助事業費豫算總額は、七十六萬五千餘圓で、他に資金融通額九萬四千五百九十圓がある。

東京府軍事扶助地方委員會は、帝國軍人後援會、愛國婦人會、大日本國防婦人會、帝國在郷軍人會麻布支部並に本郷支部、日本赤十字社、濟生會の七團體から成り、主として次の扶助事業を分擔實施してゐる。

(イ) 生活扶助 帝國軍人後援會、愛國婦人會

(ロ) 醫療及助産 日本赤十字社、濟生會、帝國軍人後援會、愛國婦人會

(ハ) 生産扶助並に勞力援助 (慰恤、送迎、斡旋等)

帝國軍人後援會、愛國婦人會、帝國在郷軍人會、大日本國防婦人會

即ち、軍事扶助事業中最も重要にして且多額の經費を要する生活扶助(軍事

扶助法の扶助前の生活扶助、同廢止後の生活扶助、其の他の扶助を受け得ざる者の生活扶助等)や生業扶助、醫療費補助等は、帝國軍人後援會と愛國婦人會の二團體が主として之に當つてゐる。

帝國軍人後援會は、明治二十九年軍人遺家族救護義會の名稱の下に創立されたもので、同會最近の基本財産は百十六萬餘圓、今次事變に際しては、七月十四日各支會に通牒を發し、『此の際表面的後援事業は之を他に委し、專念隠れたる出征將兵の家族乃至遺族の窮乏は極力之を搜出して、濫き扶助を加ふる等内面的扶助を全うして以て眞に出征將士をして後顧の憂なからしむると共に扶助の遲滯を來すが如きことなきよう』督勵し、内面的扶助に全力を傾倒しつゝある。

愛國婦人會は、明治三十四年近衛篤磨公援助の下に奥村五百子女史の主唱に依り、軍事扶助事業を目的として創立され、大正六年軍事救護法の制定實

施に鑑み、平時は軍事扶助事業の他婦人小兒を中心とする各種社會事業を經營して現在に至り、最近の基金二百二十三萬餘圓、今次事變に際しては、七月十八日各支部に通牒を發し、(一)軍事後援上特に必要なるは應召軍人家族、戰病死者遺族に對する生活の保障に付迅速機宜の措置をなすこと、(二)軍事扶助事業以外の新規事業はなるべく計畫を見合せ、現在施設の社會事業も直接軍事扶助事業に關係なきものは之を一時中止又は軍事扶助事業に變更縮少すること、(三)時局の擴大に伴ひ多數の傷痍軍人を出すは必然にして之が醫療上の施設に就いては軍部に於て萬全の策を講ぜられるべきも、退院後の傷痍軍人に對する措置並に待遇に付豫め考慮すること、(四)資金に不足を告ぐる場合は基金を之に充當すること等之亦隠れたる内面的扶助事業に努力すべき旨指示しつゝある。

醫療救護は、平時に於ても日本赤十字社(創立明治十年、最近の基本金約四千二百萬

圓)濟生會(創立明治四十四年、最近の基本金約一千四百萬圓)の實施するところであつて、今次事變に際しては特に出征遺家族に優先權を與へ努めて無料其の他の便宜を圖つてゐる。尙日本赤十字社は、其の使命に鑑み看護婦を戰地に派遣し戰傷病兵の看護にあたらしめてゐる。

出征軍人の歡送迎、家族の慰問、陸海軍病院の慰問、慰安會、慰靈祭の執行等主として勞力援助に依る奉仕事業や生業資金の融通、小額生業資金の給與、職業斡旋等は、帝國在郷軍人會、愛國婦人會、大日本國防婦人會、帝國軍人後援會が分擔活動してゐる。

以上が軍事扶助事業の國家の補助機關として最も自由に且敏速に活動し得る民間軍事扶助團體の概況である。

#### (四) 入營者職業保障法と傷兵院法

敘上の外國家の基礎的扶助の法律及び機關として、入營者職業保障法と傷

兵院法とがある。

入營者職業保障法は、昭和六年十一月一日から實施せられ、兵役義務者をして後顧の憂なく義務に服し得る様、退營後に於ける職業への復職が保證せられてゐる。が、本法の適用を受けるのは五十人以上の被傭者を有する雇傭主であつて、五十人以下使用の雇傭主には適用されない憾みがあり、今次事變に際しては、此の際自發的に法の精神に副ふやう當局では勸奨してゐる。

傷兵院法は、戰鬪公務で不具廢疾となつた者を收容扶養するのであつて、従來は東京市豊島區巢鴨に設置せられてあつたが、昨年六月神奈川縣足柄下郡大窪村（小田原在）に移轉せられた。

#### （五） 歸還居留民の保護

内務省は、今次事變勃發以來内地に歸還する避難者中保護を要すべきものの措置に就いては、外務省と緊密な連絡を執り地方長官に對し遺漏なきを期

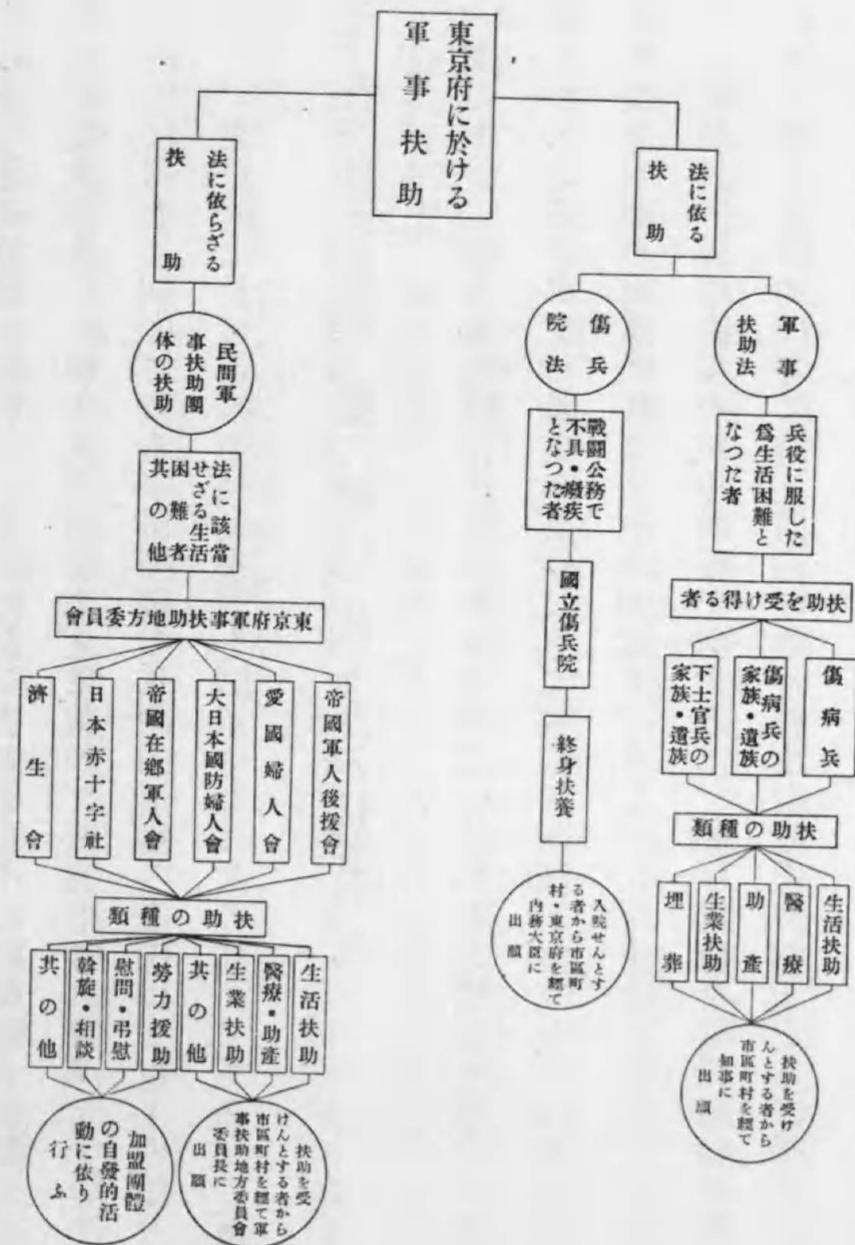
するやう屢次通牒を發しつゝあつたが、去る第七十二臨時議會に於て、居留民の歸還旅費として四十萬圓を計上之に依つて保護しつゝある。

國の法律並に制度に依る軍事後援の基礎的活動の概況は、以上の通りであつて、東京府に於ける軍事扶助事業を圖示すれば次の如くである。（次頁參照）

### 三、各府縣の銃後々援に就いて執りたる措置概況

國の方針に基き各府縣當局は軍事扶助事業の違算なき様夫々適宜の措置を講じつゝあると共に、地方の實情に應じ獨自の方策を樹立しつゝあるが、其の概要を取纏め記述すれば凡そ次の如くである。

（一）軍事扶助法に依る扶助の徹底を期する爲、關係吏僚を督勵し特に市町村長、關係事務主任者に對し同法の趣旨普及徹底に努むると共に手續の迅速且適正を期せしむる等各種の方途を講ず。



(二) 軍人援護資金を活用し法律に該當せざる要扶助者の扶助に努む。

(三) 軍事扶助地方委員會並に關係諸團體は各其の聯絡を緊密にし、法律の及ばざるもの、扶助、法律に依る扶助開始前の扶助、勞力援助、慰問其他軍人援護に付十全を期す。

(四) 入營者職業保障法の適用に關し其の徹底を期する爲關係機關を督勵し、民間工場、會社、商店等に對し同法の趣旨の徹底を圖り、職業上の保護に關し指示し、尙家族遺族の就職斡旋に付ても遺憾なきを期す。

(五) 軍事扶助に關する各種會合の開催、印刷物の配付、ラヂオ講演會其他の方法に依り軍事扶助の萬全を期すると共に、家族、遺族優遇の趣旨を以て要扶助者の府縣稅免除、市町村に於ける課稅、使用料の減免、又電燈、瓦斯、水道等の使用料の減免の斡旋其他の方法を講ず。

(六) 道府縣が中心となり一般民間より扶助資金を募集す。

#### 四、東京府並に東京市に於て執りたる措置概況

東京府下に於ける軍事扶助事業の聯絡統制並に實施機關としては、東京府軍事扶助地方委員會が存在し、夫々分擔事業に付活動しつゝあることは已に述べたところであるが、府下に於ける一般銃後々援運動は愛國心發露の高潮と共に愈々熾烈となり相互に錯綜する状態を呈するに至つたので、更に之が聯絡統制を一層強化するの必要に迫られ九月九日に至り中央及市（八王子市）區町村に夫々之が機關の組織を見ることゝなつた。

##### （一）東京中央銃後々援連絡委員會

本委員會は専ら中央關係官公廳及び各種銃後々援團體の連絡を圖るを以て目的とし、事務所を東京府廳内に置き東京府外十團體を以て主な構成分子としてゐる。

##### （二）市區町村銃後々援連絡委員會

本委員會は東京中央銃後々援連絡委員會との連絡と市（八王子市）區町村に於ける銃後々援事業並に運動の實施及び管内關係諸團體の連絡統制を圖るを以て主要な目的とし、市區町村、其の他各種關係團體を分子とし、特に金品の募集は、東京市中央銃後々援連絡委員會に於て決定したるもの又は帝國軍人後援會及び愛國婦人會に依るものを除き總べて本委員會を通じて之をなすことゝなつてゐる。

##### （三）東京府の措置概要

各府縣當局に於て執りつゝある事項の他、東京府は社會課内に『應召軍人家族臨時相談部』を設け、又職業課に於ては遺家族の職業紹介、授産授職、生業資金融通等に特に便宜を計るよう管下職業紹介所、授産場等を督勵しつゝある。尙、市職業課と協同主催して、八月九日より同二十一日に至る二週

間『ミシン報國講習會』を開催遺家族二四八名に對し講習し、軍需品被服類の製作に備へ、又八月十四日『軍需勞務幹旋部』を設置し、職業紹介所と連絡軍需勞務員の需給に萬遺漏なきを期しつゝある。

(四)東京市の措置概況

各府縣當局に於て執りつゝある事項の他、特に東京市として實施中のものを摘記すれば次の如くである。

(イ)東京市會に於ける東京市出動軍人家族救援委員會

東京市は東京市出動軍人家族救援委員會を組織し、理事者を鞭撻して家族救援の爲努力しつゝあり、救援事業は各般の事項に涉つてゐるが、二三の例を摘記すれば、「水道使用料」「屎尿汲取手數料」「電燈使用料」「瓦斯料金」「事務手數料」「市税」「學童の授業料、後援會費」等の減免等である。

(ロ)東京市方面救助規程に依る扶助

軍事扶助法及び東京府軍事扶助地方委員會による扶助を受け得ないものに對しては本救助規程によつて救助しつゝある。生活扶助費は一人に付一日金三十錢である。

(ハ)託兒の晝夜保育の新設

方面館二十ヶ所に於て一ヶ所十人宛計二百人の乳幼兒託兒の晝夜保育を去る十月一日より開始した。

(ニ)内職授産場の擴張及び新設

遺家族に對する内職授産場を設置することゝし既存の授産場四ヶ所を百三十人分擴張せる他荒川區内一ヶ所定員五十人、蒲田區内一ヶ所定員六十名、目黒區内一ヶ所六十名、計三ヶ所定員百七十名の新設を行ひ十一月より實施しつゝある。

(ホ)『銃後の家』新設

遺家族にして住居の安定を要する者に對し一ヶ月第一種(八疊)四圓、第二種(六疊)三圓及び第三種(四疊半)二圓の使用料を以て居室を使用せしむることとし、十月十五日より「銃後の家」二ヶ所を開設更に二ヶ所を開設すべく目下準備中である。

等

(五)東京出動將士後援會

昨年五月、第一師團が北滿警備の爲出發したのを機とし、東京府、東京市及び東京商工會議所三者合同で「在滿將士後援會」が組織され、金十八萬圓の寄附金を募集して銃後々援の運動事業を實施し來つたのであるが、今次事變の發生に伴ひ去る七月二十日之を「東京出動將士後援會」と改稱して、新に五十萬圓の寄附金を募集し、後援事業を擴大強化しつゝある。

主な事業は、部隊慰問、傷病將兵慰問、遺族並に留守家族慰問、公葬費の

補助等である。

弔慰金並に慰問金の贈與標準は、次の如くである。

- 一、戦病死者弔慰金 三十圓乃至八十圓
- 一、戦傷病者見舞金 十圓
- 一、戦傷病のための不具廢疾者見舞金 三十圓乃至八十圓
- 一、病院在院中の戦傷病者慰問金 一人一圓以内
- 一、留守家庭慰問金 一人一圓以内
- 一、公葬費補助 百圓
- 一、軍事扶助法適用前の應召者餞別 十圓 等

五、一般社會事業團體並に民間團體の活動概況

軍事扶助團體以外の一般社會事業團體は、職業紹介所、授産及び内職施設、

母子ホーム、育兒施設、託兒所、各種の醫療施設等の如き其の機能を通じ、軍事扶助事業を遂行し得るものは、事變對象者に對し何れも優先的取扱ひをなし、無料又は減額の便を圖りつゝある。

就中公設社會事業は、私設社會事業に比しこの點特に積極的である。これもとより私設社會事業の經營難が然らしむることゝ想察されるのであるが、たゞ單に其の理由のみを以て、此の戰時體制下に於ける現狀維持的態度が果して妥當なりや否やは、容易に斷じ難い。

今や我が國は、政治、經濟、社會等其のあらゆる分野に於て一切の機關、一切の力を盡して、以て戰時並に戰後の調整に對處すべきの秋に在つて、ひとり社會事業のみ此の體制下の圏外に在り得るものでない。否寧ろ其の擔當すべき銃後の守りこそは、國家目的遂行のための重要な一動力でなければならぬ。殊に民間篤志家の經營に依る私設社會事業こそは、その自由の立場

を利用して、事變下の社會情勢に適應し、其の與へられた先驅的使命の遂行に邁進すべき秋である。要之、今や我が社會事業は今次事變の發生を契機として、其の全機構を改革し、其の全機能を刷新すべきことが痛感せられるのである。

一般社會事業團體の他、町會、醫師會、齒科醫師會、産婆會、藥劑師會、浴場組合、日本放送協會等の團體は、その團體本來の使命に應じて夫々銃後の後援に努めてゐる。

## 六、一般國民の銃後々援に就いて

事變勃發以來一般國民の陸海軍人將士に對する感謝と其の銃後に於ける援護活動は、皇軍の慰問獻金に、國防兵器の獻納に、出征兵士の歡送に、武運長久神社祈願に等々々、全國津々浦々に熱烈の度を加へ、國民的感情は益々

昂揚しつゝある。

其の最も顯著な表れとして事變發生以來陸、海、内務三省をはじめ代表的新聞社に殺到しつゝある獻金に就いて其の概況を述べれば次の如くである。

(一)陸海軍兩省への獻金 (十一月三十日現在)

(イ)國防獻金

	金額	累計	現品受理數量件數
陸軍省	一三、五四二、四三五・四九 <sup>円</sup>		一二三、三五八件
海軍省	八、三四二、九九二・六四		
計	二一、八八五、四二八・一三		

(ロ)皇軍慰問金

陸軍省	六、七二三、一五三・七九 <sup>円</sup>
海軍省	三、六五〇、一八九・九五

計 一〇、三七三、三四三・七四

(ハ)皇軍慰問品 (慰問袋、其他)

陸軍省	六、五五〇、四九八點 (他ニ銀紙一、七三七、九七六匁)
海軍省	二、三七八、〇九二點
計	八、九二八、五九〇點

(ニ)内務省への獻金 (十一月三十日現在)

軍事扶助事業獻金 八六四、八一三・二四<sup>円</sup>

右の内の主なるものは、三井報恩會の三十萬圓を最高とし、原田積善會十萬圓其の他は何れも一萬圓以下の獻金である。

(三)新聞社獻金の一例 (十一月三十日現在)

(イ)國防獻金

東京朝日新聞社 六、〇五八、三七五・〇四<sup>円</sup>  
大阪朝日新聞社

(ロ) 皇軍慰問金

東京朝日新聞社

二九六、一六三、<sup>四</sup>六一<sup>錢</sup>

東京日日新聞社(含遺家族)  
大阪毎日新聞社(扶助金)

一、五八六、一五五・七九

計

一、八八二、三一九・四〇

即ち、事變發生以來十一月末日迄に至る陸海軍兩省への國民の獻金は國防獻金が二千百八十八萬五千余圓、皇軍慰問金が一千三十七萬三千余圓、此の總額は三千二百二十五萬八千余圓に達しつゝあり、尙陸軍當局の談によれば各師團直接取扱ひの獻金額も略之と同額位に上りつゝあるとのことである。吾人は今更ながら我が國民の舉國一致的支援に胸を打たれ、眞に日本國民たるの誇りを新たな感激を以てひし〜と感ぜざるを得ない。

然しながら、「銃後の護り」の完全な遂行は、決して一時的な感激や感情を以て果し得るものでは斷じてない。國民の獻金熱が、國防獻金と皇軍慰問金

に於て陸海軍兩省のみに於ても、三千二百二十五萬余圓に達しつゝあるに比べて、眞に出征軍人の後顧の憂を絶つべき遺家族の扶助獻金に於て、内務省の取扱ひが僅に八十六萬余圓といふ事實に直面する時、吾人は更に備へるところがなければならぬことを痛感する。

最近東京府當局が取扱つた軍事扶助の受付件数は一萬六千件以上、未だ各區町村より申達に及ばざる件数を豫想するに、今年中には略二萬件に達するであらうと云はれてゐる。都市のみならず、農山漁村は、多數の出征兵士を送り、軍需品を供出し、軍需上の勞務を供給してゐる。而も勇猛果敢、戦へば必ず勝ち攻むれば必ず取る世界驚異の的たる我が忠勇なる同胞將士が夢寐にも忘れ得ないのは、その故郷であり、その家庭である。銃後の護りの要諦は、出征軍人をして後顧の憂を絶つにあり、「これでこそ安心して死ねる」の覺悟を懐かしむるにある。國防が國民共同の責任たる本質に於ても、出征家

庭の生活を不安ならしめてはならない。其の郷土を、より快適な樂土として護らなければならぬ。従つて、事變が長引けば長引くほど、軍事扶助事業の重要性は益々増大するのである。

茲に於て吾人は、去る七月十七日、軍事扶助團體事務擔任者打合會に於て陸軍省當局の述べられた要旨中『一時的の兵器獻納と云ふが如きものは見合せても、永續性の眞の扶助事業に全力を傾注せられたく、滿洲事變當時出動軍人の家族多數は役場等に押掛け我らの生活をどうして呉れるかなどと申出でたるものあるやに聞く、今回も同様のことあるやも知れず、之等の生活扶助を早速實施せられたい』の言を想起せざるを得ない。恐らく事變後に於ては我が國は事變前其の儘の状態に立戻することは絶對にあるまい。必ずやそこに日本の新らしい姿が発見され、新らしい針路が開かれなければならぬ。銃後の護りを念とする者は、早晩次に來るべきものを豫想して之が對策に誤

なきを期すべきである。

## 七、結 語（對策）

今次事變に對應すべき戰時並に戰後に於ける軍事援護事業乃至社會事業に就いては、政治、經濟、産業、社會、衛生、教育、文化等の各方面から考究計畫されなければならぬことは勿論、其の殆んど總てが其の性質上國家の責任に於いて統一の方針と規畫の下に施行せられるべきものである。

従つて、吾人は國の方策に従つて其の個々の具體的施設に關しては、或は協力援助し、或は實踐窮行し、以て遺憾なきを期せなければならぬ。此の故に關係諸官廳をはじめ民間諸團體は相互に充分な諒解と協力を要すること勿論であるが、當面の問題として如何なる戰時並に戰後軍事援護事業乃至社會事業が遂行され又考究準備されなければならぬかに就いて問題は多々あると

思はるゝが其の二三を列記すれば次の如きものがあらう。

(一) 戦時に於ける事業

一、國內に於ける事業

(イ) 現行軍事援護事業（法律に依るもの、制度に依るもの、民間軍事扶助團體の行ふもの  
その他一切）の擴大強化（主として生活扶助）と其の強力なる統制

(ロ) 労働力の需給調節と其の統制

a 職業紹介機關の國營化

b 職業教育並に補導の刷新擴充

c 労働強化に對する福祉施設（労働時間制度の制定、國民健康保險の即時實施、醫療施設の擴充、其の他の娛樂福祉施設）

(ハ) 一般社會事業の刷新と其の強力な統制（最早今日の社會情勢は、漠然と社會事業を獎勵助長せしむべきの時代にあらず、之が擴大強化と其の健全な發達を促進せしめんには、強力なる統制を必要とし、社會事業統制法の立法化が要望せらる）

(ニ) 保健社會省の即時實現

(ホ) 國民精神總動員の徹底

二、戦地に於ける事業

(イ) 出征軍人に對する施設

a 慰問（慰問使の派遣、慰問品の贈與等）

b 娛樂の供給

c 銃後との聯絡相談

(ロ) 居留民に對する施設

a 歸還居留民に對する保護救済

b 在留居留民に對する社會事業、慰安、娛樂、復興、教育、文化施設

（特に社會事業施設としては救療事業、窮民救助、人事相談事業等を中心に行ひ、且又永續的施設として行ふべきものは、之を彼我兩國國民に對する社會事業乃至文化事業として戦後に於ても益々強化擴大して存続せしむることを要す）

(ハ)土着民に對する施設

a 宣撫工作

b 社會事業、慰安、娛樂、復興、教育、文化施設（特に社會事業施設としては、救療事業、窮民救助、人事相談事業等を中心に行ふべきであり、就中社會事業施設、文化事業施設は、居留民に對する前記施設と相俟つて、彼我兩國國民の親善融和の目的の下に、戦後に於ても益々強化擴大して存續せしむることを要す）

(二) 戦後に於ける事業

一、軍事援護事業

(イ)遺族に對する施設

a 戦時即ち現行軍事援護事業中、特に遺族に對する扶助の擴大強化

b 子弟の教養施設（學資給與、育英、保護）

c 育兒施設（遺兒に對する收容並に家庭委託施設）

d 住宅施設特に母子ホーム（託兒所、内職授産施設、其の他の保健福祉施設を附

設せしむることを要す）

e 寡婦に對する施設（寡婦に對しては、優先的に又は特定の職業を與ふることを要す）

f 授産施設（特に居宅授産に付考慮を要す）

(ロ)傷痍軍人に對する施設

a 戦時即ち現行軍事援護事業中、特に傷痍軍人に對する扶助の擴大強化

b 結核療養所、温泉療養所（除役後の輕快傷痍軍人を收容療養せしむるものとし、輕易の職業再教育、内職授産等の附帶設備を伴ふことを要す）

c 職業再教育並に授産施設（現成社の事業に類するもの、然しながら再教育の職業の選擇、種別、方法等は研究考慮を要す。又授産に於ては收容のみならず、居宅授産を行ふと同時に、生業資金の貸付制度の考慮を要す）

d 傷痍軍人専門の職業紹介施設（特定適性職業の開拓、官公署、銀行會社、工場等に對し、傷痍軍人を強制的に採用せしむる制度の立法化）

e 單身傷痍軍人の住宅施設



f 義手足の給與並に修繕施設

g 失明傷痍軍人に對する職業再教育、點字教育、點字圖書の出版

h 精神異常に陥れる傷痍軍人に對する收容施設

二、其の他の社會事業

(イ)一般社會事業の擴大強化

(ロ)戰後に於ける物價昂騰、失業者群の増大等に伴ひ當然惹起さるべき失業問題及び労働問題、思想問題に對する諸對策

(ハ)醫療問題——就中救療事業の擴大(救療法の制定)、結核、精神病、花柳病患者の増加に對する諸對策

以上

昭和十二年十二月廿三日印刷  
昭和十二年十二月廿八日發行

不許  
複製

發行者 財團法人 三井報恩會  
鈴木正美

東京市京橋區銀座四丁目四番地

印刷所 株式會社 細川活版所

東京市京橋區銀座四丁目四番地

印刷者 北川武之輔

【非賣品】

145  
559



終